

大阪柔整だより

— 新年のご挨拶 —

新年明けましておめでとうございます。

会員の先生方には、ご家族様と共に、お健やかに新春をお迎えになられた事とお慶び申し上げます。

昨年は本会の事業活動に特段のご支援ご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

大阪の経済状況が改善の兆しが見えない中、私ども柔道整復師を取り巻く医療環境も非常に厳しい状況下にあり、如何に対応していくかは本会に課せられた喫緊の課題であると認識しております。

本会は、公益社団法人として府民の皆様の健康を守るため、セミナーや研修会をはじめ様々な公益事業を実施しております。地域の人々から必要とされる柔道整復師の役割は、医療・介護・福祉の分野で今後ますます大きくなっていくものと確信しております。

さらに、昨年発表いたしました柔道整復療養費の取り扱いにおける「療養費適正化理念」に基づき、府民の皆様が安心・安全に通院できるよう、倫理観をもった接（整）骨院を目指し、会員の先生方と一丸となって取り組んで参りたいと考えております。

また、超高齢化社会に対応できるよう、地域包括ケアシステムの中で機能訓練指導員として地域医療の一翼を担うための取り組みも進めて参ります。

現在、厚生労働省が進めている療養費問題と柔道整復養成校のカリキュラム改訂についての2つの制度改革も、本会では早くから国の方向性と合致した取り組みを進めて参りました。

本年は業界が抱える問題を真摯にとらえ、府民の皆様信頼される公益社団法人となるよう精進して参りますので、関係各位のご指導、ご鞭撻の程よろしく願いいたします。

年頭にあたり、皆様のご健勝とご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 会長 徳山 健司

療養費関係研修会の報告

「保険者機能を推進する会」(93 健保組合で構成)主催の「第 7 回柔整問題研究会大阪研修会」が 12 月 22 日に大阪で開催され、約 150 名の参加者で埋め尽くされました。

当日は主催者の小玉会長(日本アイ・ビー・エム健保)の挨拶に続き、柔整問題研究会の担当理事により、東京における広告の実態調査の取り組みなどの報告がありました。

保険者から「療養費支給に関する問題点の整理」、臨床整形外科医からは「医学的見地に基づいた保険者向けの提言」と題しての基調講演がありました。

また、健保組合担当者等による事例発表が 6 演題あり、5 時間にわたる充実した研修会となりました。

当日は、本会の布施副会長による「療養費適正化の取り組みについて」と題する講演も実現しました。

布施副会長は、行政、保険者、臨床整形外科医、柔道整復師、それぞれの立場で問題点を共有し、ひとつひとつ解決していかなければ、何も変わらないという認識を持つ方々が増えつつある現状を踏まえ、柔道整復業界も問題点を明確にし、将来、地域で役に立つ活動を目指すために、「療養費適正化」に取り組むことは公益社団法人である本会の責務であると熱い思いを述べられました。

最後に「府民のためという思いを胸に、柔道整復業と真摯に向き合う徳山執行部のもとで、会員が一丸となって取り組むことが、必ず療養費問題に良い結果をもたらすことになる」と確信している。」と締めくくられました。

懇親会では業界の将来像なども意見交換され、有意義な研修会となりました。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会

「平成 29 年 大阪保険講演会」開催のお知らせ

日 時：平成 29 年 2 月 11 日(土・祝) 10:00～

場 所：大阪柔整会館 5 階大ホール

参加費：無 料

ご来館の際は、公共の交通機関をご利用ください。

多数の方のご参加をお待ちしております。

介護保険のコラム Vol.22

～医療費との合算も可能？払い戻しが受けられる高額介護サービス費とは？ その1～
公的介護保険は、指定の介護サービスを1割又は2割負担で受けられる制度です。

1万円の介護サービスの場合であれば、1,000円又は2,000円の支払いとなり、介護を受ける側にとっては非常にありがたい制度ですが、介護の必要度が増してくると、たとえ1割又は2割負担でも家計を圧迫するものです。

そこで、1ヶ月間の実質負担額が一定の基準を超えたとき、超過した分は払い戻される制度が用意されています。これを**高額介護サービス費**といいます。

医療保険の高額療養費制度をご存じの方は、その介護保険版と考えてください。

それでは、詳しく見ていきたいと思えます。

・上限額は所得により異なる

自己負担の上限額は、利用者の所得状況により4つの段階に分かれています。

区 分	対 象	負担限度額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	15,000円(個人)
第2段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入が80万円以下の方	15,000円(個人)
第3段階	・世帯全員が市民税非課税世帯で第2段階に該当しない方	24,600円(世帯)
第4段階	・上記以外の方	37,200円(世帯)

第1段階にある「老齢福祉年金」とは、国民年金制度が発足した当時(1961年)既に高齢であった世代に対して支給される特別な年金のことです。

また第2段階にある「課税年金収入」とは、老齢年金や退職共済年金などの受給額を指します。ポイントとして、**第3・4段階の方は世帯合算**が可能です。

同世代の夫婦などで介護サービスを利用し、一方が限度額に足りていなくても、合算した金額が所定の金額を超えていれば高額介護サービス費が適用されます。第1・2段階の方はこれが不可ですので注意が必要です。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

平成29年4月より変更の医療費助成制度

	変 更 内 容	変 更 前 (平成29年3月施術分まで)	変 更 後 (平成29年4月施術分から)
貝塚市	制 度 名	「子ども医療費助成制度」	変 更 な し
	通院医療費対象年齢	0歳～12歳(小学校修了)まで	0歳～15歳(中学校修了)まで
	所得制限	な し	な し

※本会ホームページにて「乳幼児・子ども医療費助成制度一覧」掲載

保険者変更通知

変 更 前	内 容	変 更 後	変 更 日
市田健康保険組合 06135016	名称変更	ツカモトグループ健康保険組合 06135016	H28年12月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。